

指導者維持会員資格認定規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本スポーツクラブ協会〔英名：Japan Sports Club Association：略称JSCA〕（以下「協会」という。）の定款第 4 条に基づき、スポーツクラブ 指導者、健康・体力づくり指導者及びマスター指導者の養成と資質の向上並びに社会的身分の確立のため、指導者維持会員資格認定制度について定め、もって不特定かつ多数の者の利益の増進に資することを目的とする。

(指導者の領域と種類)

第 2 条 協会の認定する指導者は、「スポーツクラブ指導者」、「健康・体力づくり指導者」及び「マスター指導者」の 3 領域 13 種類とする。

(1) スポーツクラブ指導者

① 「スポーツインストラクター(Sports Instructor)」

スポーツクラブ等における運動指導者としての専門知識を持ち、スポーツクラブの普及・育成に努めることを任務とする。

② 「上級スポーツインストラクター(Advanced-Level Sports Instructor)」

スポーツクラブ等における運動指導者として総合的な専門知識を持ち、スポーツクラブの運営と普及・育成に努めることを任務とする。

③ 「子ども身体運動発達指導士(Instructor of Physical Movement Development for Children)」

スポーツクラブ、保育所、幼稚園、小学校等における幼児・児童の運動感覚づくり、基礎的体力づくり及びコミュニケーション能力の向上に資する。

④ 「上級子ども身体運動発達指導士(Advanced Instructor of Physical Movement Development for Children)」

スポーツクラブ、保育所、幼稚園、小学校等における幼児・児童の運動感覚づくり、基礎的体力づくり及びコミュニケーション能力の企画・指導を任務とする。

⑤ 「スポーツクラブマネージャー(Sports Club Manager)」

スポーツクラブ等において、運動プログラムの企画、実施、会員管理等に携わるとともに、スポーツクラブの経営と普及・育成に参画することを任務とする。

⑥ 「上級スポーツクラブマネージャー(Advanced-Level Sports Club Manager)」

スポーツクラブ等において、経営に関する総合的な専門知識を持ち、施設・経営管理に携わるとともに、スポーツクラブの経営と普及・育成を任務とする。

⑦ 「学校運動部活動指導士(School Sport Coach)」

生涯スポーツの観点から思春期年代の発育・発達とスポーツ活動に関する総合知識を持ち、運動部組織のガバナンスと部活動のコンプライアンスを十分に意識し、中学校等における運動部の組織運営や部活動に参画し、指導することを任務とする。

(2) 健康・体力づくり指導者

- ①「中高老年期運動指導士 (Exercise Instructor for Middle-Aged and Senior Citizens)」

中高老年者の健康・体力の維持・増進に資する運動の指導を任務とする。

- ②「上級中高老年期運動指導士 (Advanced Exercise Instructor for Middle-Aged and Senior Citizens)」

中高老年者の運動指導士としての専門知識を持ち、実践的な運動プログラムの作成・指導を任務とする。

- ③「介護予防運動スペシャリスト(Therapeutic Exercise Specialist)」

高齢者、要介護者等に対する介護予防に資する運動の指導を任務とする。

- ④「上級介護予防運動スペシャリスト(Advanced-Level Therapeutic Exercise Specialist)」

高齢者、要介護者等に対する介護予防運動指導プログラムの作成、介護予防運動スペシャリストの指導と養成及び介護予防運動の企画・指導を任務とする。

- ⑤「健康・スポーツサプリメントアドバイザー (Health & Sports Supplement Adviser)」

スポーツ活動及び健康保持増進における健康機能・補助食品の正しい知識及び摂取に関する指導・助言を任務とする。

- ⑥「上級健康・スポーツサプリメントアドバイザー (Advanced-Level Health & Sports Supplement Adviser)」

スポーツ活動及び健康保持増進における健康機能・補助食品の高度な知識及び摂取に関する指導・助言を任務とする。

(3) マスター指導者

- ①「マスター (Master)」

協会の公認資格毎の更新期間が継続6年を超え、総合的な企画・指導能力に優れた者。

- ②「スーパーマスター (Outstanding Master)」

マスター取得後、2年を経過し協会が認めた者。

- ③「名誉マスター (Honorary Master)」

スーパーマスター取得後、5 年間に於いてスポーツクラブの指導者としてスポーツクラブの普及・育成に貢献している者、若しくは健康・体力づくりの指導者として地域の健康・体力づくりの進展に寄与した者に対し、その功績をたたえ、もって名誉マスターの称号を贈ることができる。

なお、スポーツクラブの普及・育成への貢献若しくは健康・体力づくりの進展への寄与については、国または自治体あるいは関係団体からの顕彰若しくは、所属団体・機関などからの推薦とする。

または、協会が特に認めた者。

(資格の認定と登録)

第 3 条 前条に定める指導者の資格認定は、資格認定講習会の各種資格に応じて定める全課程を修了した者又は課程認定校での関係課程を修了した者について、筆記考查又は所定の課題レポートを資格認定審査委員会が審査し、その結果に基づき理事長が行う。

2 資格認定審査委員会は、講習会のプロジェクト主任及び学識経験者で構成する。

3 理事長は、資格認定審査委員会の審査結果に基づき、有効期限付の資格認定証及び資格登録カードを交付する。

4 資格認定を受ける者は、審査料、認定料及び指導者維持会費（登録料）を納入する。但し、マスター指導者については、この限りではない。

5 指導者維持会費等については、細則に定める。

6 資格認定の有効期間について、講習会最終日が 4 月 1 日から 12 月 31 日までの場合は、次の年度を 1 年目とし、また認定校の学生は、次の年度を 1 年目として、4ヶ年度有効とする。

(資格認定の講習会)

第4条 第 2 条に定める指導者の養成（資格認定）講習会は、マスター指導者を除く、「スポーツクラブ指導者」及び「健康・体力づくり指導者」の 2 領域 10 講座とし、それぞれの指導者の養成（資格認定）講習会に必要な講義、演習、実技等の内容とし、講習時間及び受講資格は次のとおりとする。

(1) スポーツクラブ指導者

①「スポーツインストラクター」養成（資格認定）講習会

集合講習の時数は 8 時間以上、通信講座の時数は 16 時間以上とする。

受講資格は満 18 歳以上の者。

②「上級スポーツインストラクター」養成（資格認定）講習会

集合講習の時数は 8 時間以上、通信講座の時数は 16 時間以上とする。

受講資格はスポーツインストラクター資格取得者又は協会以外の資格取得者で満 20 歳以上の者。

③「子ども身体運動発達指導士」養成（資格認定）講習会

集合講習の時数は 12 時間以上、通信講座の時数は 24 時間以上とする。

受講資格は満 18 歳以上の者。

④「上級子ども身体運動発達指導士」養成（資格認定）講習会

集合講習の時数は 9 時間以上（ホームラーニング 3 時間を含む）、通信講座の時数は 24 時間以上とする。

受講資格は子ども身体運動発達指導士資格取得者で満 20 歳以上の者。

⑤「スポーツクラブマネージャー」養成（資格認定）講習会

集合講習の時数は 12 時間以上、通信講座の時数は 24 時間以上とする。また、スポーツクラブ維持会員のスポーツクラブ内における運営体験時数は 8 時間以上とする。

受講資格は満 18 歳以上の者。

⑥「上級スポーツクラブマネジャー」養成(資格認定)講習会

集合講習の時数は 9 時間以上、通信講座の時数は 16 時間以上とする。

集合講習及び通信講座の合計時数は 18 時間以上とする。

受講資格は、スポーツクラブマネジャー資格取得者で満 20 歳以上の者。

⑦「学校運動部活動指導士」養成(資格認定)講習会

集合講習の時数は 16 時間以上、通信講座の時数は 18 時間以上とする。

集合講習及び通信講座の合計時数は 34 時間以上とする。

受講資格は、満 20 歳以上の者。

(2) 健康・体力づくり指導者

①「中高老年期運動指導士」資格認定講習会

集合講習の時数は 10 時間以上、通信講座の時数は 16 時間以上とする。

受講資格は満 18 歳以上の者。

②「上級中高老年期運動指導士」資格認定講習会

集合講習の時数は9時間以上(ホームランニング 3 時間を含む)、通信講座の 時数は 16 時間以上とする。

受講資格は中高老年期運動指導士資格取得者で満 20 歳以上の者。

③「介護予防運動スペシャリスト」養成(資格認定)講習会

集合講習の時数は 15 時間以上、通信講座の時数は 24 時間以上とする。

受講資格はスポーツインストラクター、または中高老年期運動指導士資格取得者で満 18 歳以上の者。

④「上級介護予防運動スペシャリスト」養成(資格認定)講習会

集合講習の時数は 9 時間以上、通信講座の時数は 16 時間以上とする。

受講資格は介護予防運動スペシャリスト資格取得者で 20 歳以上の者。

⑤「健康・スポーツサプリメントアドバイザー」養成(資格認定)通信教育講座

健康・スポーツサプリメントアドバイザー資格認定通信教育講座を修了した者。

受講資格は満 18 歳以上の者。

⑥「上級健康・スポーツサプリメントアドバイザー」養成(資格認定)講習会

集合講習の時数は 8 時間以上、通信講座の時数は 16 時間以上とする。

受講資格は健康・スポーツサプリメントアドバイザー資格取得者で満 20 歳以上の者。

(免除制度及び互換制度)

第5条 前条の資格認定講習会の履修科目に関し、レポート提出により一部受講を免除することができる。

(資格の更新)

第6条 資格認定有効期限は初回4年とし、更新 1 回目からは2年とする。学校運動部活動指導士の資格有効期限は初回 2 年間とし、更新は 2 年毎とする。資格認定有効

期限については、講習会最終日が4月1日から12月31日までの場合は、その年度を1年目とし、1月1日から3月31日までの場合は、次の年度を1年目とする。ただし、認定校の学生は、資格認定時期に関わらず次の年度を1年目とする。また、6年継続登録後、7年目からマスター（生涯会員 Master）資格を取得することができる。

- 2 更新に当たっては、指導者維持会費（登録料）を納入することにより有効期限付の資格登録カードを交付する。

ただし、更新時に有効期限付の資格認定証の発行を希望する場合は、発行手数料1,000円を納入することにより交付することができる。

（資格の取り消し）

第7条 認定指導者が、次の各号のいずれかに該当するとき、資格の認定を取り消すことができる。

- (1) 指導者維持会員としてふさわしくない行為があったと認められたとき。
- (2) 第6条に定める資格の更新手続きを行わなかったとき。

（資格の再登録）

第8条 第7条(2)により資格取り消しとなった者が再登録を希望する場合、未納年度が3カ年度以内であれば未納年度分を納入することにより再登録できる。4カ年度以上未納の場合は、スポーツクラブ指導者、健康・体力づくり指導者いずれかに該当する領域内の再登録年度開催の講習会2講義、またはスポーツクラブサミットの内1日、またはスキルアップ研修会等のいずれかを受講（受講料 4,000 円）し、その年度を初年度として4カ年度分の登録料の納入により再登録できる。

（規程の改廃）

第9条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て理事長が行なう。

（附 則）

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から改定・施行する。
- 3 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から改定・施行する。
- 4 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から改定・施行する。
- 5 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から改定・施行する。
- 6 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改定・施行する。
- 7 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から改定・施行する。
- 8 この規程は、平成 29 年 6 月 5 日から改定・施行する。
- 9 この規程は、令和 2 年 2 月 26 日から改定・施行する。
- 10 この規程は、令和 3 年 3 月 23 日から改定・施行する。
- 11 この規程は、令和 4 年 3 月 8 日から改定・施行する。
- 12 この規程は、令和 4 年 ○月 ○日から改定・施行する。

指導者維持会員資格認定規程細則

(目 的)

第 1 条 この細則は、指導者維持会員資格認定規程第 3 条第 5 項に規定する指導者維持会費（登録料）等について必要な事項を定める。

(指導者維持会費等)

第 2 条 協会の指導者維持会費（登録料）等は、別表に定める。

(規程の準用)

第 3 条 この細則に定めない事項については、協会の諸規程を準用する。

(改 廃)

第 4 条 この細則の改廃は、協会の理事会の議を経て行う。

(附 則)

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から改定・施行する。
- 3 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から改定・施行する。
- 4 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から改定・施行する。
- 5 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から改定・施行する。
- 6 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改定・施行する。
- 7 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から改定・施行する。
- 8 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から改定・施行する。
- 9 この規程は、令和 2 年 2 月 26 日から改定・施行する。
- 10 この規程は、令和 3 年 3 月 23 日から改定・施行する。
- 11 この規程は、令和 4 年 3 月 8 日から改定・施行する。

別表

領域		指導者維持会員の 種類	指導者維持会費 初回登録料 4ヶ年度分 (1年度分3,300円 上級資格:5,500円)	有効 期限	指導者維持会費 1回目 更新登録料 2ヶ年度分	有効 期限	指導者維持会費 2回目 更新登録料 (マスター指導者) 永年	有効 期限
スポーツクラブ指導者	①	スポーツインストラクター	13,200円	4年	6,600円	2年	11,000円	生涯
	②	上級スポーツインストラクター	22,000円	4年	11,000円	2年	16,500円	生涯
	③	子ども身体運動発達指導士	13,200円	4年	6,600円	2年	11,000円	生涯
	④	上級子ども身体運動発達指導士	22,000円	4年	11,000円	2年	16,500円	生涯
	⑤	スポーツクラブマネジャー	13,200円	4年	6,600円	2年	11,000円	生涯
	⑥	上級スポーツクラブマネジャー	22,000円	4年	11,000円	2年	16,500円	生涯
	⑦	学校運動部活動指導士	6,600円	2年	6,600円	2年	6,600円	2年
健康・体力づくり指導者	①	中高老年期運動指導士	13,200円	4年	6,600円	2年	11,000円	生涯
	②	上級中高老年期運動指導士	22,000円	4年	11,000円	2年	16,500円	生涯
	③	介護予防運動スペシャリスト	13,200円	4年	6,600円	2年	11,000円	生涯
	④	上級介護予防運動	22,000円	4年	11,000円	2年	16,500円	生涯
	⑤	健康・スポーツサプリメント アドバイザー	13,200円	4年	6,600円	2年	16,500円	生涯
	⑥	上級健康・スポーツサプリメント アドバイザー	22,000円	4年	11,000円	2年	16,500円	生涯
マスター指導者	①	マスター指導者	11,000円	生涯	—	—	—	—
		マスター上級指導者	16,500円	生涯	—	—	—	—
	②	スーパーマスター指導者	27,500円	生涯	—	—	—	—
	③	名誉マスター指導者	110,000円	生涯	—	—	—	—
登録次年度より維持会員年会費（通信費・事務手数料）1,650円/1ヶ年度								